

安心の医療制度への抜本的改革を求める件

国会及び政府におかれては、将来にわたって国民の安心と信頼を得られる医療制度への抜本的改革を確立するため、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要請します。

記

- 1 患者が必要とする医療情報の公開、小児医療の拡充、救急体制及び手厚い看護体制の整備等を実現することにより、国民の安心と信頼を得られる質の高い医療サービス体制を確立すること。
- 2 国民に係る負担が過重にならないよう配慮すること。
- 3 高額療養費等の自己負担限度額の引き上げは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年3月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 村上隆志